

川崎市交通局告示第 5 号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 受託者の所在地及び名称

所在地 平塚市八重咲町 6 番 18 号

名 称 神奈川中央交通株式会社

代表者 取締役社長 今井 雅之

2 委託する業務の種類

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで